

四	三	二	一	○
発行方法	用振替等の適法	の法律項及びその規定	の法發号名称及根拠記	条件等の件を年次告示

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財九利
市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計号法め営四政回付
場る参て札札に以を機用一平、第ニ～律のに号法～國庫債券
特も加、と発よ下競闘を振株式十す三平債要第昭財務大臣
別の者財同行る「争は受替十三年法等の振替に第ニ～律一十行源第十二
參にご務時一発価に日け法」のとく。～律一十行源第十二
加よと大にと行格付本る「とく。～律一十行源第十二
者るに臣行い競し銀もとい。～律一十行源第十二
・発応がわう以争て行のう。～律一十行源第十二
第行募各れ。下入行ととく。～律一十行源第十二
I（限国る、「札わする。～律一十行源第十二
非度債入価価一れ。の規す。六十に律にをび律
価一額市札格格とる。そ規条九特第関圖財第
格国を場で競競い入の定。第年別百する政三
日より告日第五条に關する。三十日第十一項へ
示に發行省令。三十日第十一項へ
する。三十日第十一項へ
。三十日第十一項へ
した。三十日第十一項へ
利規定五
付定五
國に基七
債のづ
年大
行、大
藏

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

た運六つ定う円額
め営億いにち面
のに九て基、金
公必千はづ財額
債要七、き政で
のな百額発法一
発財四面行第兆
行源十金し四五
のの五額た条千
特確万で利第三
例保円九付一百
にを、百国項六
関図財八債の十
する政十に規億

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を圃別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

發別にご務後格競
行參よと大に競争
一加るに臣行争入
と者発応がわ入札
い・行募各れ札發
う第へ限國るの行
。II以度債入募
非下額市札入と
価一を場でのう
格國定特あ決う。
競債め別つ定一
争市る參てを及
入場も加、しひ
札特の者財た価

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

者特国行争非者特国入価込	行争非者特国行争非者特国
・別債入価・別債札格	入価・別債入価・別債
第参市札格第参市発競金	札格第参市
Ⅱ加場発競I加場行争額	発競II加場
	発競I加場

千	円三六一
九	千十兆
百	六万五
四	百円千
十	七五
七	十百
億	七六
三	億十
千	九二
七	千億
百	百六
四	六千
万	十九
円	十万百

でた条特
千利第別
九付一会
百国項計
二債のに
十に規閲
二つ定す
億いにる
円て基法
、づ律
額き第
面發四
金行十
額し六

でた条特億て基法年億はづる
 三利第別二はづ律度七、き法
 千付一会千、き第予千額發律
 六国項計五額發四算七面行第
 百債のに百面行十分百金し三
 三に規閲二金し六、三額た条
 十つ定す十額た条特十で利第
 億いにる万で利第別五八付一
 円て基法円五付一会万千國項
 、づ律千國項計円八債の
 額き第四債のにへ百に規
 面發四百に規閲令八つ定
 金行十九つ定す和十いに
 額し六十いにる元二て基

十四

十一
三

十 十
一 一

九八

初期利子

の経利入価・別債行争非者特国入価発
払過札格第参市及入価・別債札格行行
込利発競Ⅱ加場び札格第参市発競価
み子率行争非者特国発競I加場行争格日

非
価
格
競
争
入
札
発
行
低
額
面
金

令和元年九月二十日を支払期と

る定り払募年
。す算込入〇
る出金決・
期し額定一
日たにのパ
に金加通セ
払額えント
いを次
込第ニ
むの算た
も十式者
の号は
とに規よ
す

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿
額の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
する。平成三十一年四月十日

額面金額百円につき百一円三十
一銭以上のそれぞれの応募価格
額面金額百円につき百一円三十二
一銭

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 100}{365} \times$$

$$\begin{array}{r} \underline{0.1} \\ \times \\ \underline{365} \end{array}$$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 利期
日加支額限 予以

平 財 日額令利てを毎 薩
成 務 本面和子、支年 薩
三 大 銀金六をそ払三 薩
十 臣 行額年支の期月 ×
一 から 百三払日と二 100.0
年 円月う以し十 ×
四 通知 に二。前、日 21
月 知つ十 六各及
十 をき日 月支び
日 受百 間払九
け円 に期月
た 属に二
者 すお十
る い日
る号の銀額し
期及翌行を、
日び営休支次
に第業業払の
つ十日日う算
い六にに。式
て号支当たに
同に払ただよ
じおうるしり
。いへと、算
。て以き支出
規下は払し
定、、期た
す次そが金